

特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人凸凹ライフデザインという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の人々に対して、発達障害者及びその他社会的弱者への理解を深める啓発活動、支援事業、相互理解に関する事業を行い、発達障害者及びその他社会的弱者のより生きやすい生活と能力の発揮に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)災害救援活動
- (4)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)発達障害者等の理解促進啓発事業
- (2)発達障害者等の権利擁護事業
- (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2/ 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3/ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4/ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2/ 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3/ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4/ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5/ 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2/ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3/ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の1日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第25条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、
所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- （残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに
残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	相 良 真 央
副理事長	田 辺 智 章
理事	秋 山 智 幸
監事	日 高 信 明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人）入会金 10000 円
 - 正会員（団体）入会金 30000 円
 - 正会員（個人）会費 3000 円（1年間分）
 - 正会員（団体）会費 10000 円（1年間分）
 - (2) 賛助会員（個人）入会金 0 円
 - 賛助会員（団体）入会金 0 円
 - 賛助会員（個人）会費 3000 円（1年間分）
 - 賛助会員（団体）会費 1口5000 円（1年間分）

役 員 名 簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 凸凹ライフデザイン
--------------	---------------------

[illegible]

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人名：特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン

1 事業実施の方針

令和7年度に特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン（以下、当団体）は設立より十周年を迎える。これを一つの節目とし、定款変更に伴い当団体が実施する活動事業の整理についての見直しを行う。これまで法律制度に基づく福祉サービス事業の展開を視野に諸準備を行っていたところでもあったが、これを他団体との連携に注力することとし、当団体は障害当事者による活動の理念を軸に以下の三つの特定非営利活動に係る事業として活動の整理を行う。／

- (1) 発達障害者等の理解促進啓発事業
- (2) 発達障害者等の権利擁護事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

特に（1）発達障害者等の理解促進啓発事業においては、当団体設立後間もない時期に発生した熊本地震を契機に発達障害などのある被災者への支援活動の展開から継続してこれまで関係団体との連携のもと進めてきた、発達障害などのある人の防災・減災についての取り組みを強化し、他の事業とも連動させる形で効果的な啓発普及を目指す。／

また収支バランスの適正化については当団体の長期課題となっているが、毎年度確実に達成できているため、引き続きまた速度をもってこの課題の解消に努める。賛助会員の募集に力点を置き、賛助会員となる人に当団体の理念意義への賛同の意思を強めていただけるよう、日ごろからの活動報告や企画の案内などを定期的に届けられる体制を確実にする。

①当事者主体で地域住民と共に作成する発達障害啓発冊子事業（一般財団法人あすたむ舎助成事業）／

- ・前年度より制作を進めている本事業の成果の柱となる冊子『障害をオープンにすること：見えない障害（仮タイトル）』を2025年4月に発行し、広く頒布する。
- ・冊子の発行と事業の報告会を2025年5月に福岡市会場にて実施し、全国の当事者や周囲の方々と協働してプロジェクトを行ったことの成果を報告する。協力のお礼と冊子の広報を行う。
- ・助成期間は2025年5月末まで。

②障害当事者団体のネットワーキング

- ・2022年1月に当団体内に設立した障害当事者会事務センターを2025年1月障害当事者会センターに改称した。これも拠点として、発達障害当事者会などの運営サポート、アドバイスを行う。
- ・前年度に公益財団法人キリン福祉財団助成事業として実施した「課題共有から行う持続可能な障害当事者会運営に関する提言」事業の成果を生かし、障害当事者団体のネットワークを図る。

③発達障害などのある人の防災に関する取り組み ✓

- ・前年度に引き続いて、一般社団法人精神障害当事者会ポルケ等連携団体の取り組みに積極的にコミットし、特に熊本地震後の当事者の経験から得られたことの共有から、他地域の災害弱者や一般の人々にも資することを目標として実施する。

④理解啓発冊子の企画 ✓

- ・①への意見を広く募り、それらを基に新たな啓発冊子の発行を目指し、プロジェクトチームを立ち上げ、テーマや作成方法、資金等についての計画を行う。

⑤発達障害相談実施体制構築の準備 ✓

- ・発達障害に関する相談を受ける体制を整えるため、チームを立ち上げ、実施可能な体制についての計画を立案する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益者の範 囲及び予定 人数	支出 見込額 (千円)
発達障害者等の理 解啓発促進事業 ✓	当事者主体で地域住民と共に作成する発達障 害啓発冊子事業 ✓ 障害当事者団体のネットワーク構築 ✓ 発達障害などのある人の防災に関する取り組み 理解啓発冊子の企画 ✓	通年 ✓	九州 全国 ✓	7人 ✓	九州・全国 の障害当事 者また関係 者80人 ✓	94 ✓
発達障害者等の権 利擁護事業 ✓	発達障害相談実施体制構築の準備 ✓	通年 ✓	熊本 全国 ✓	3人 ✓	全国の発達 障害当事者 また関係者 5人 ✓	11 ✓

その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	関係団体の実施する事業への協力 関係団体との連携の強化	通年	全国	3 人	全国の障害 当事者また 関係者 20 人	70
---------------------------------	--------------------------------	----	----	-----	-------------------------------	----

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人名：特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン

1 事業実施の方針

令和8年度は主たる事業所の移転後に初めて期首を迎える年度であり、地域における関係団体等とのネットワーク強化に努める。特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン（以下、当団体）としての経験に基づいて協力できる関係団体の行う事業について積極的に関与する。また、当団体としてこれまでに築いてきた連携関係を重視し、地域間での共通意識の形成にも取り組む。そのために当団体の発信基盤を整え、ホームページの改編、リーフレットなどの団体紹介ツール作成を行う。

障害当事者団体のネットワーキングについて、広がりをつくるとともに、ネットワーク団体のサポートを行う体制を各団体との相談のもと整備する。またネットワークでの情報共有の仕方についての調整を行う。

前年度より準備を進めてきた各プロジェクトについて、具体的な実行のフェーズへチームでの連絡を行いながら移行を進める。

①障害当事者団体のネットワーキング

- ・当団体内に置く障害当事者会センターを拠点として、発達障害当事者会などの運営サポート、アドバイスを行う。
- ・他の障害団体ネットワークからのアドバイスを受ける機会を設け、各ネットワーク団体がネットワーキングの意義を各団体に具体的に持ち帰ることのできるあり方などの参考とする。

②理解啓発冊子の制作

- ・前年度にプロジェクトチームによって準備を進めてきた理解啓発冊子の企画について、今年度に発行し頒布する。
- ・頒布にあたって、賛助会員など協力者への事業報告を丁寧に行い、当団体の理念への賛同意思を継続して持っていただけるよう努める。

③発達障害相談実施体制構築

- ・前年度にチームによって準備を進めてきた発達障害相談実施の体制について、窓口を主としてオンラインフォームなど相談者の心理的負担の少ない方法を整え、開設に向けた具体的準備を行う。

- ・事業予算の確保に努める。

④発達障害などのある人の防災に関する取り組み

- ・2016年に発災した熊本地震から10年の経過という節目の年でもあることから、熊本地震での発達障害などのある人の被災経験からの学びを、関係者へのヒアリングなどを通してまとめ、公表を通して全国各地で発生しまた発生する可能性のある地域の防災の取り組みに生かすための活動を関係団体との連携のもとに行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益者の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
発達障害者等の理 解啓発促進事業	障害当事者団体のネットワーキング 理解啓発冊子の制作 発達障害などのある人の防災に関する 取り組み	通年	東京 熊本 全国	7人	九州・全国の障害 当事者また関係者 130人	144
発達障害者等の権 利擁護事業	発達障害相談実施体制構築	通年	東京 全国	4人	全国の発達障害当 事者また関係者5 人	46
その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	関係団体の実施する事業への協力 関係団体との連携の強化	通年	東京 全国	3人	全国の障害当事者 また関係者20人	60

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(法人名: 特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン)

科目	金額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	21,000		
賛助会員受取会費	18,000	39,000	✓
2 受取寄附金			
受取寄附金	40,000	40,000	✓
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	✓
4 事業収益			
発達障害者等の理解促進啓発事業収益	20,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	50,000	70,000	✓
5 その他収益			
受取利息	500		
雑収益	1,000	1,500	✓
経常収益計			250,500 ✓
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	100,000		
諸謝金	15,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	20,000		
消耗品費	5,000		
備品費	0		
宣伝広告費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	25,000		
委託費	0		
雑費	1,000		
その他経費計	176,000		
事業費計		176,000	✓
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	6,600		
印刷製本費	5,000		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	10,000		
その他経費計	21,600		
管理費計		21,600	✓
経常費用計			197,600 ✓
当期経常増減額			52,900 ✓
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			52,900 ✓
前期繰越正味財産額			(1,252,153) ✓
次期繰越正味財産額			(1,199,253) ✓

活動予算書の注記（令和7年度）

法人名：特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）固定資産の減価償却の方法

（2）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（3）ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業費	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業費	発達障害者等の理解促進啓発事業費	発達障害者等の権利擁護事業費	その他この法人の目的を達成するために必要な事業費	合 計
(1) 人件費							
給料手当							0
臨時雇賃金							0
法定福利費							0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
旅費交通費				50,000		50,000	100,000
諸謝金				15,000			15,000
通信運搬費				10,000			10,000
印刷製本費				5,000		15,000	20,000
消耗品費				4,000	1,000		5,000
備品費							0
広告宣伝費							0
水道光熱費							0
地代家賃							0
保険料							0
会議費				10,000	10,000	5,000	25,000
委託費							0
雑費				500		500	1,000
その他経費計	0	0	0	94,500	11,000	70,500	176,000
合 計	0	0	0	94,500	11,000	70,500	176,000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(法人名: 特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン)

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	24,000	48,000	✓
2 受取寄附金			
受取寄附金	60,000	60,000	✓
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	✓
4 事業収益			
発達障害者等の理解促進啓発事業収益	20,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	80,000	100,000	✓
5 その他収益			
受取利息	500		
雑収益	1,000	1,500	✓
経常収益計			409,500 ✓
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費 ✓	130,000 ✓		
諸謝金 ✓	30,000 ✓		
通信運搬費 ✓	15,000 ✓		
印刷製本費 ✓	30,000 ✓		
消耗品費 ✓	5,000 ✓		
備品費	0		
宣伝広告費 ✓	5,000 ✓		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費 ✓	30,000 ✓		
委託費 ✓	5,000 ✓		
雑費 ✓	1,000 ✓		
その他経費計	251,000 ✓		
事業費計		251,000	✓
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	6,600		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	15,000		
その他経費計	31,600 ✓		
管理費計		31,600	✓
経常費用計			282,600 ✓
当期経常増減額			126,900 ✓
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			126,900 ✓
前期繰越正味財産額			(1,199,253) ✓
次期繰越正味財産額			(1,072,353) ✓

活動予算書の注記（令和8年度）

法人名：特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1） 固定資産の減価償却の方法

（2） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（3） ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にめつく必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（4） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	発達障害者等の理解促進 啓発事業費	発達障害者等の権利擁護 事業費	その他この法人の目的を達 成するために必要な事業費	合 計
(1) 人件費				
給料手当				0
臨時雇賃金				0
法定福利費				0
人件費計	0	0	0	0
(2) その他経費				
旅費交通費 ✓	80,000	20,000	30,000	130,000 ✓
諸謝金 ✓	20,000	10,000		30,000 ✓
通信運搬費 ✓	10,000	5,000		15,000 ✓
印刷製本費 ✓	5,000		25,000	30,000 ✓
消耗品費 ✓	4,000	1,000		5,000 ✓
備品費				0
広告宣伝費 ✓	5,000			5,000 ✓
水道光熱費				0
地代家賃				0
保険料				0
会議費 ✓	15,000	10,000	5,000	30,000 ✓
委託費 ✓	5,000	0		5,000 ✓
雑費 ✓	500	500		1,000 ✓
その他経費計	144,500	46,500	60,000	251,000 ✓
合 計	144,500	46,500	60,000	251,000 ✓